

○ 中央公民館のコミュニティーセンター化について (2)

- ・令和6年第2回原村議会定例会一般質問において、「これからの中央公民館の在り方について、多くの自治体で公民館のコミュニティーセンター化の動きがある。メリットも多いと思うが検討を始めてみてはどうか。」という内容の質問が出され、これについて検討していきます。
- ・公民館とコミュニティーセンターの違いについて
主な違いは、公民館を利用するには社会教育法（第23条）と地方自治法（第244条）の制約を受けますが、コミュニティーセンターの利用は地方自治法（第244条）の制約のみ（但し市町村条例で規定する事項）です。 別紙資料

社会教育法（第23条）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（___の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）

地方自治法（第244条）抜粋

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いはしてはならない。

（昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- ・名称について

カルチャーセンター、文化センター、交流センター など

- ・諏訪地域の状況（公民館以外の社会教育、文化施設として）

茅野市には茅野市民館、市内 10 地区のコミュニティーセンター（市条例による施設）が存在します。

岡谷市にはカルチャーセンター、カノラホール（市条例による施設）、諏訪市には文化センター（市条例による施設）、下諏訪町には総合文化センター（町条例による施設）が存在します。

- ・コミュニティーセンター化のメリット・デメリット、課題等

別紙資料に記載の内容など

条例の制定

現在の公民館利用登録団体のメリット

施設規模、改修等